

第13回東京都高等学校セーリング選手権大会

帆走指示書(SAILING INSTRUCTIONS)

1. 規則

- 1.1. 本競技会は、2021-2024 セーリング競技規則(以下「規則」という)に定義された規則を適用する。
- 1.2. [SP]は、レース委員会またはテクニカル委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会またはテクニカル委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これは RRS63.1、A5 及び A11 を変更している。
- 1.3. [NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。

2. 帆走指示書の変更

- 2.1. 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 9:00 までに公式掲示板に掲示する。

3. 選手とのコミュニケーション

- 3.1. 公式掲示板は、Line オープンチャットを利用する。補助的に新艇庫前に公式掲示板を設置する場合がある。
- 3.2. [DP] 最初の予告信号からその日の最終レースまで、緊急の場合を除き、艇は、音声やデータを送信してはならず、かつ、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用される。

4. 行動規範

- 4.1. [DP] 競技者および支援者は、レース委員会からの合理的な要求に応じなければならない。
- 4.2. [DP] 競技者および支援者は、主催団体によって提供された、装備の取扱いを、その使用に関する指示に従い、その機能を妨げることなく、実行しなければならない。

5. 陸上で発せられる信号

- 5.1. 陸上で発する信号は、新艇庫前に設置されたポールに掲揚する。
- 5.2. [DP] 音響1声とともに掲揚される D 旗は、艇は、この信号が発せられるまで岸から離れないようにしなければならないことを意味する。
- 5.3. 予告信号は、予定された時刻より前、または D 旗が掲揚された後30分より前には発せられない。
- 5.4. D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみに適用する。

6. レース日程

6.1. レース日程

	種 目	最初のクラスの予告信号予定時刻
DAY1	最初のクラス	9:25
DAY2	最初のクラス	9:25

※各日のスタートの順番は当日の 9:00 までに公式掲示板に掲示する。

※引き続きのレースのスタート順番は掲示した順番と異なることがある。

- 6.2. 次のレースが始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を掲揚する最低5分以前に、音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。
- 6.3. 各種目のシリーズは7レースを予定し、1日の最大レース数は設定しない。
- 6.4. DAY2 は 14:30 以降のスタート予告信号は発しない。

7. クラス旗

種 目	ク ラ ス 旗
420 級	420 級旗
ILCA6	レーザーラジアル旗(緑地)

8. レースエリア

「添付図 A」にレース・エリアのおおよその位置を示す。

9. コース

- 9.1. 「添付図 B」の見取り図、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 9.2. 予告信号以前に、レース委員会信号艇に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」とを掲示する。

10. マーク

10.1. マークの色と形状

マーク	1,2s/2p	新しいマーク	スタートピン・	フィニッシュピン
色と形状	黄色の円筒形	黄色の三角推	薄緑色の円錐形	黄色の円錐形

11. スタート

- 11.1. レースは、RRS 26 を用いて、予告信号をスタート信号の5分前とし、スタートさせる。
- 11.2. スタート・ラインは、スターボードの端にあるオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端にある薄緑色の円錐形ブイのコース側の間とする。
- 11.3. スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは付則 A 5.1 と A 5.2 を変更している。
- 11.4. 予告信号が発せられていないクラスの艇は、コースサイドの外側に出るとともにスタート・ラインから離れ、予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(またはフィニッシュライン及びボトムマークを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

13. フィニッシュ

- 13.1. フィニッシュ・ラインは、レース委員会艇の青色旗を掲揚しているポールと、黄色の円筒形ブイのコース側の間とする。

14. ペナルティー方式

- 14.1. 規則 42 の違反に対し付則 P を適用する。
- 14.2. 規則 P2.3 は適用せず、規則 P2.2 を「2 回目以降のペナルティーに適用される」と変更する。

15. タイムリミットとターゲットタイム

- 15.1. タイム・リミット、フィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは、次の通りとする。

種 目	タイムリミット	マーク1のタイムリミット	フィニッシュウィンドウ	ターゲットタイム
420 級	60 分	20 分	10 分	40 分
ILCA6 級	60 分	20 分	10 分	45 分

- 15.2. マーク1のタイム・リミット内に 1 艇も最初のマークを通過しなかった場合、レースは中止される。

15.3. ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。

16. 審問要求

- 16.1. 抗議しようとする艇は、レース委員会に通知するため、フィニッシュ後、フィニッシュラインに位置するレース委員会艇に近づき、抗議する意思と被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。
- 16.2. 抗議書は、陸上本部で入手できる。抗議、および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内にプロテスト委員会に提出されなければならない。
- 16.3. 抗議締切時刻はその日の最終レース終了時、またはレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
- 16.4. 審問の当事者または証人として名前があげられている対象者は、抗議締切時刻後30分以内に公式掲示板に掲示する。審問はプロテスト・ルームにて掲示した時刻より始められる。
- 16.5. レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則61. 1(b)に基づき伝えるために掲示する。

17. 得点

- 17.1. 本競技会が成立するためには1レースを完了することを必要とする。天候その他の理由により、本競技会が成立しない場合は再レースを行う。
- 17.2. シリーズの得点は、次の通りとする。
 - ・完了したレース数が4レース未満の場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
 - ・完了したレースが4レース以上の場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 17.3. 参加艇数とは、当該クラスに参加が認められた艇の数とする。

18. 安全規定

- 18.1. レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対しタイヤの勧告及び強制救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。この項は、規則62. 1(a)を変更している。
- 18.2. 参加する選手は、離岸から着岸まで有効な浮力体を持ったライフジャケットを着用しなければならない。
- 18.3. 艇は自らの安全のためにマスト・トップに浮力体を取り付けることができる。[DP]

19. 装備の交換及び計測のチェック

- 19.1. 損傷又は紛失した装備の修理又は交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。
- 19.2. 装備と艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に適合しているか、いつでも検査されることがある。

20. 運営艇

- 20.1. 運営艇の標識は、下記のとおりとする。

運営艇名	表示	旗色
レース委員会艇	RC (緑or青色)	白色
プロテスト委員会艇	JURY (白色)	赤色
セイフティー	RESCUE (赤色)	白色

21. [NP][DP]支援者艇

- 21.1. 支援者艇は、レース公示に従い競技会参加申込時に所定の様式により、レース委員会からその使用許可を受けなければならない。
- 21.2. 使用許可を受けた支援者艇には、無線機もしくは携帯電話機を搭載し、参加受付時に貸与されたピンク色旗を掲揚しなければならない。
- 21.3. 支援者艇は、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするまでの間、レース・エリアに入ってはならない。

21.4. 運営艇が数字旗8を掲揚した場合、サポートボートは危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない

22. ごみの処分

艇および支援艇は、水中にごみ等を捨ててはならない。支援艇、運営艇に預けてよい。

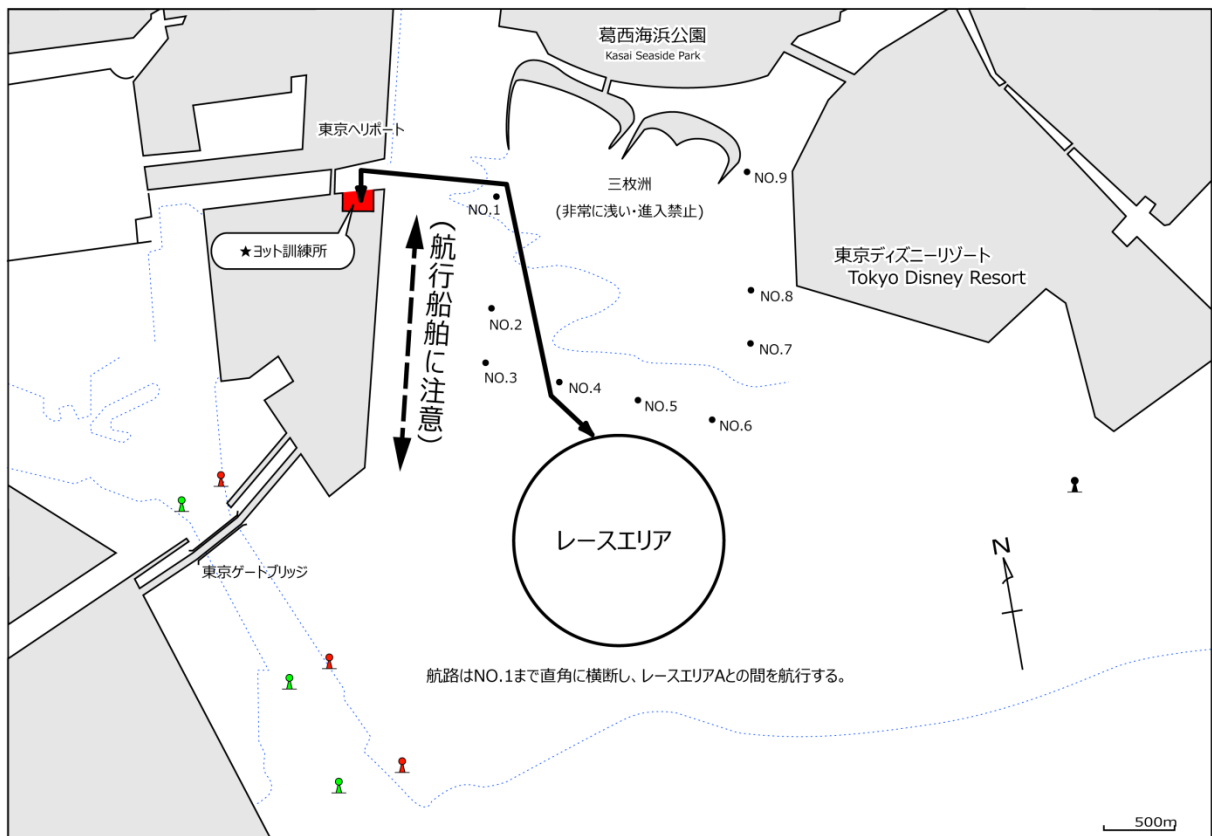
23. リスク・ステートメント

RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

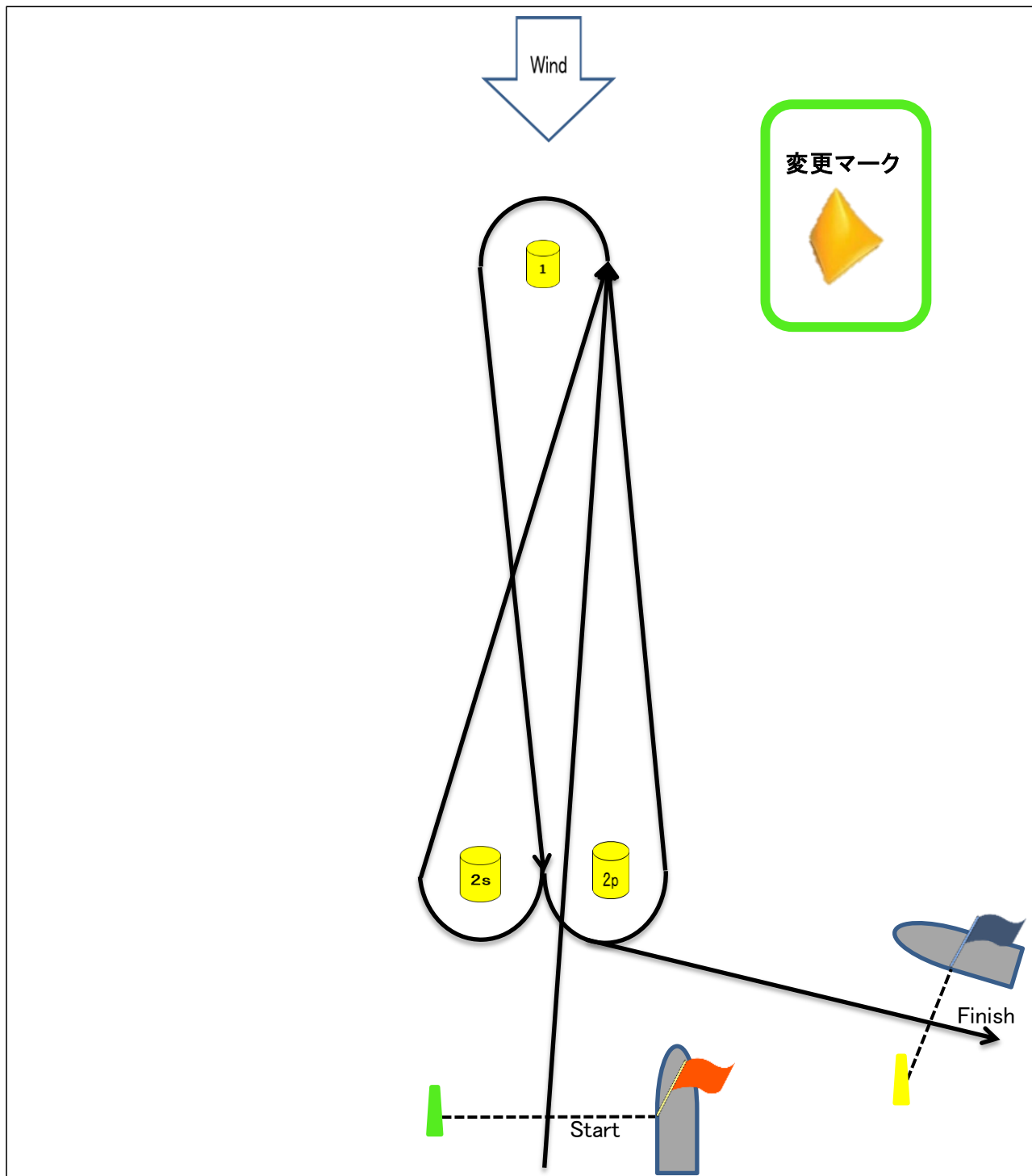
24. 規則違反によって生じた損害の補償

24.1. 主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。

添付図 A. 「レース・エリア」



添付図 B



Course : Windward/Leeward

Mark Rounding Order	
LR2	Start-1-2s/2p-1-2-Finish
LR3	Start-1-2s/2p-1-2s/2p-1-2-Finish